

新型コロナウイルス感染症に対する支援

住民税非課税世帯などに対し

10万円

臨時特別給付金を給付

◆給付対象者

1. 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で石岡市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

2. 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月～令和4年9月に家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込額が、住民税非課税相当額以下となる世帯

◆申請方法

1. 住民税非課税世帯

対象世帯に送付する確認書に、特別定額給付金支給の際にご利用の口座を記載します。変更がないか確認し、確認書をご返送ください。

2. 家計急変世帯

令和3年1月～令和4年9月で、1か月分(任意)の給料明細書などをご用意ください。該当するか否かは、市ホームページをご覧ください。



☎社会福祉課 Tel. 23-5569

子ども会などに 資源ごみ回収補助金

▼子ども会などの団体が、廃品回収を年度内に2回以上実施した場合、回収重量1kg当たり4円の補助金を受けることができます。今年度実施したものであるについては、**必ず2月末までに申請**してください。
※初回申請は団体の登録が必ずです。

申請に必要なもの

- ① 取引業者伝票(原本添付)
- ② 団体の代表者印
- ③ 団体の金融機関口座番号がわかるもの(通帳など)

☎生活環境課
Tel. 23-7301

マル福制度 収入申告を忘れずに

▼マル福(医療福祉費支給)制度は、健康保険証を使って病院などを受診した場合

合、県や市が自己負担相当額を助成する制度です。

この制度を利用するには、本人および扶養義務者の所得の確認が必要です。

収入がない場合も申告が必要

必要です。令和3年中の収入について、確定申告または住民税申告をお願いします。ご不明な点は、お問い合わせください。

☎保険年金課

Tel. 23-7318

聞き直し対象

2月16日(水)

全国一斉情報伝達訓練

▼地震や台風、武力攻撃などの非常事態に備え、訓練を実施します。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、全国で行われます。

この機会に、ご家庭でも避難所を確認するなど、非常事態に備えましょう。

訓練日時/2月16日(水)午前11時
情報伝達手段/①防災行政無線②メールマガジン③市ホームページ

放送内容/防災行政無線から、次のように放送します。

♪上りチャイム

「これは、Jアラートのテストです(3回)」「こちらは、防災いしおかです」

♪下りチャイム

全国瞬時警報システム(Jアラート)とは/国民保護情報、特別警報、緊急地震速報などの緊急情報を、瞬時に伝達するシステム

☎防災危機管理課

Tel. 23-7284

☎石岡市役所 Tel. 23-1111(代)
〒315-8640
石岡市石岡一丁目1番地1
☎八郷総合支所 Tel. 43-1111(代)
〒315-0195
石岡市柿岡5680番地1
開庁時間: 月~金 8:30~17:15
※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)

12月の差押件数

預貯金	13人	不動産	0人
給与	8人	計	21人
年金	0人	累計	126人

放射線量(1月15日測定)

石岡保健センター	0.046 μ Sv/h
柏原	0.047 μ Sv/h
三村	0.046 μ Sv/h

除染の基準(国の基準)は追加被ばく線量を年間1mSv以下を目標とし、1時間あたりに換算すると0.23 μ Sv/hです。現在、基準値を超える値は測定されていません。

☎生活環境課 Tel. 23-7301